

別紙標準様式(第7条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 30 年度第 1 回大規模小売店舗立地審議会
開 催 日 時	平成 30 年 7 月 5 日 (木曜日) 10 時 00 分から 11 時 00 分まで
開 催 場 所	枚方市民会館 3 階 第 3 会議室
出 席 者	会長：加藤委員、副会長：若井委員、 委員：吉田委員、田中委員
欠 席 者	福岡委員、皆川委員
案 件 名	1. 大規模小売店舗立地法に基づく届出にかかる審議 「京阪枚方ステーションモールCブロック (変更)」
提出された資料等の 名 称	1. 平成30年度枚方市大規模小売店舗立地法 届出概要 京阪枚方ステーションモールCブロック (変更) 2. 京阪枚方ステーションモールCブロック (変更) に関する 住民意見等について 3. 京阪枚方ステーションモールCブロック (変更) に関する 検討結果 4. 京阪枚方ステーションモールCブロック (変更) に関する 枚方市の意見 (案) 参考資料 1 大規模小売店舗立地審議会委員名簿 参考資料 2 枚方市附属機関条例 (抜粋) 参考資料 3 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 (抜粋) 参考資料 4 枚方市情報公開条例 (抜粋) 参考資料 5 枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する 取り扱い要領
決 定 事 項	諮問案件について、「意見なし。」との答申。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開

会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	産業文化部 商工振興課

審 議 内 容

- 会長 (会長あいさつ)
それでは、まず事務局より本日の委員の出席状況をお願いします。
- 事務局 本日は、委員6名中4名のご出席をいただいております。委員の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。
以上です。
- 会長 続きまして、配布資料の確認を事務局よりお願いします。
- 事務局 では、お手元にお配りしている資料のご確認をお願いします。
まず、本日の次第の下段に記載してありますように、配布資料は資料1か4。参考資料は1から5となっております。
また、本日の資料とは別に届出書を配付しております。
資料の過不足はございませんでしょうか。
(過不足なし)
- 会長 それでは、審議会の公開・非公開について、事務局よりご説明をお願いします。
- 事務局 会議の公開または非公開の決定につきましては、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第4条において、会議に諮った上、行うこととしており、本審議会については、公開としたいと考えます。また、枚方市附属機関条例第6条第2項で、会議の議事については会議録を作成しなければならないとしており、会議録につきましては、事務局で作成のうえ、全委員にご確認いただいた後、確定し、公表させていただきます。
- 会長 ありがとうございます。それでは、会議の公開については事務局の提案通り、公開としてよろしいでしょうか。
(異議なし)
- 会長 それでは、本日の会議も公開ということで進めさせていただきます。
傍聴希望者はいらっしゃいますか。
- 事務局 本日の傍聴希望者はおりません。

2. 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議

(1)「京阪枚方ステーションモールCブロック（変更）」について

○会長 それでは、次第の1「枚方市大規模小売店舗立地審議会への諮問案件」である「京阪枚方ステーションモールCブロック（変更）」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 （案件説明・パワーポイント使用）
説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○会長 それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員のみなさまからご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。

○委員 まず前提条件として、資料7ページ目。変更前、変更後をエリアで示して頂いていますが、もともと変更前は何に使われていたのがこうなったのか、聞いておきたいのと、資料13ページ目。それぞれの駐車場から店舗までの動線は、どのように設定されているのかを教えてください。

○事務局 これまでの利用状況は倉庫等であったと聞いております。

○委員 基本全部倉庫なのですか。それは店舗が使う倉庫ですか。

○事務局 はい、そうです。
駐車場の動線については、画面で説明いたします。

○委員 駐車場に止めた車から店舗までどう歩いて行くのか教えてください。

○事務局 店舗前の通路を通って、入口に入っていくということになります。

○委員 今回対象としている店舗というのは、道路を横断しないといけないのですか。

○事務局 駐車場の入口から店舗の中の通路が通れますので、ここに信号付きの横断歩道がございますので、そこを経てこちらの店舗へ入ることになります。

○委員 一応そこまでの歩行者の動線については書いておいた方が良いのではないかと思います。

○事務局 了解しました。

○委員 自転車についても、同じように教えていただきたい。

○事務局 駐輪場につきましては、店舗入り口がすぐそばにありますので、駐輪場からはすぐに入れる状態になっています。

○委員 その場所以外にはないのですね。

○事務局 AブロックとCブロックの間の道のところにも、市営の駐輪場があります。二輪車用の駐輪場です。

○委員 今回Cブロックということで、Cブロックだけを切り出せば、たぶんそういうことになるのですが、全体で評価すべきなのか、個別に規模が小さいからこだけでやって、全体として大丈夫なのか、そこはどう考えているかお聞きしたいです。

○事務局 京阪ステーションモールにつきましては、西側からA B C Dブロックと続いている状況です。特にAブロックは距離がだいぶ離れているのと、こちらは、ほぼ飲食のみです。Bブロックについては、旧法の時点で届出されたもので、C Dブロックもそうですが、営業時間変更や店舗拡張などがあれば、順次届出を現状に合わせていっているような形になっています。それぞれの届出に関して、駐車場の稼働状況やゲートの開閉等で資料は提出いただいております。現状におきましては、たとえば駐車場の渋滞が発生しているとか、常に100%を超えている時間があるといったことは全くございませんので、現状としては問題ないと判断しております。

○委員 ほかの大店で出てくるエリア、最近のショッピングモールなども複合店舗になっておりまして、規模的にA B C D合わせたくらいのもも比較的あります。事業者さんは同じだけブロックに分けるとい時にブロックごとに計算していくことの基準と言うか、考え方は明確にしておいたほうがよいのではないかと思います。逆に言えば、他の物件で例えば、同じ敷地内だけど、レストランやショッピングセンターなど別のところを個別に計算できてしまうのはおかしい。そうなりかねないので、少し条件を整理された方がいいと思います。

○会長 全体で見た時と個別で見た時で、条件に著しく格差があるようだったら、

ちょっと問題だということですね。それを意図してやっている場合があるので、そこはちょっと気を付けていただきたい。

他にはありますか。

○委員 先程、市営と京阪さんの駐輪場のお話が出ましたが、市営は有料ですか。

○事務局 有料です。

○委員 すると、駐車場の方も京阪さんのものですね、それは一般用と来客用をわけて推計されているのですか。

○事務局 さきほどの駐輪場についてですが、お届け上は数十台分店舗用として確保されていて、あとは駅の駐輪場ですので、電車に乗っていかれることも想定して、一般貸出用としても充分確保された台数を算定しています。オープン時までの期間で、何台ぐらい停まっているか、それが届出の店舗用として合っているかは、現地で確認し、届出の範囲内で収まっていることを確認しております。

○委員 機械式ですか。

○委員 有料と無料とであれば、無料に集中する傾向が出てくるのではないですか。

○会長 市営でも無料ってということではないんですよ。

○事務局 有料です。

○会長 これは市営のものですか。

○事務局 ここは京阪枚方ステーションモールのものです。車の方のゲート式はお買い物で割引、こちらは1時間まで無料です。

○委員 もう一件。前にも申し上げましたが、住民説明会で意見としてはなかったが口頭で言われたことはありましたか。

○事務局 この案件に関するお話はなかったと報告は聞いています。京阪枚方ステーションモールの全般的な話はありませんでしたが、こちらでは割愛させていただきます。

○委員 説明会の8名は住民の方ですか。

○事務局 住民の方が8名と関係者が数名おりました。

○会長 住民説明会の概要は、今回関係なかったのですが、ある場合はなにか簡単に報告することをルール化しませんでしたか。前回そういう話になりませんでしたか。

特に質疑応答で関係ある内容が出たら、意見書がなくても概要だけでも紹介しようという話が前回出ましたね。

○事務局 失礼しました。

○委員 もう1点、廃棄物の収集の時間帯ですが、別に決まっておらずこの時間内に4台がくるという理解でいいですか。

資料の12ページ。荷捌き施設については1時間ごとに台数が決まっていますが、廃棄物は業者さんによってルール化されていると思うのですが、ここでは特にないのですか。

○事務局 4台収集ということで、特に時間は決まっていないようです。

○会長 ほかにご質問はありませんか。

(質問なし)

○会長 いろいろと委員のみなさまからご質問、ご意見をいただきましたが、本件につきましては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により、意見はなしとしてよろしいでしょうか。

(異議無し)

○会長 では本件につきましては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により、意見なしといたします。

それでは、本日の案件はこれで終わりです。

最後に、事務局から連絡があります。

○事務局 本日は、貴重なご意見をありがとうございました。

なお、現在事前相談を受けている案件はございますが、届出がありましたらあらためてご通知いたしますので、その際はよろしく願いいたします。

○委員 駅の中の中央口あたりで一部工事をしていましたが、あれは関係ないですか。

○事務局 中央口を出た正面はBブロックになっていまして、改装しておりますが面積は変わりません。

○会長 それでは、これもちまして、平成30年度第1回枚方市大規模小売店舗立地審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以 上